

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和7年1月30日（木）午前9時24分～午前10時36分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、企画財政部長、総務部長、総務部危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：教育長 説明員：協働推進課長、環境課長、ごみ対策課長、子ども政策課長、子ども育成課長、都市計画課長、沿線まちづくり担当課長
議 題	1 武蔵村山市子ども計画（案）について 2 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について 3 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（案）について 4 武蔵村山市立地適正化計画（案）について 5 武蔵村山市多摩都市モノレール沿線まちづくり方針（案）について 6 武蔵村山市第五次男女共同参画計画（案）について 7 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：原案のとおり決定する。 議題2：原案のとおり決定する。 議題3：原案を一部修正の上、決定する。 議題4：原案のとおり決定する。 議題5：原案のとおり決定する。 議題6：原案のとおり決定する。 議題7：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 武蔵村山市子ども計画（案）について （こども家庭部長説明） 本市では、乳幼児期の教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進するための、「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」及び、子どもの貧困対策に係る施策を推進するための、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を策定し、施策を推進してきたが、両計画の計画期間が令和6年度をもって満了となるため、新たに計画を策定するものである。 新たな計画は、現行の二つの計画の次期計画となることに加え、「子ども・若者計画」も加えた、「武蔵村山市子ども計画」とし、その計画期間を、令和7年度から令和11年度までの5年間とするも

のである。

本計画案の策定に当たっては、「子育て支援に関するニーズ調査」や「生活実態調査」などの市民アンケート調査を実施するとともに、学識経験者や公募市民等で構成する「武蔵村山市子ども・子育て会議」や、関係各課で構成する「武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会」で審議を重ねるとともに、パブリックコメントも実施した。また、令和7年1月16日に、本計画案について議会に説明を行ったところである。

資料に基づく説明は、子ども政策課長から説明申し上げる。

(子ども政策課長説明)

武蔵村山市子ども計画（案）について説明

—説明省略—

(質疑等)

- 市議会全員協議会からの意見で修正箇所はなかったのか。
- 市議会全員協議会からの意見では内容そのものへの意見ではなく、今後の取組への意見であったため、様々な事業を実施していく際の参考とする。
- 具体的にはどのように参考としていくのか。
- 計画の進捗管理をしていく中で、子ども子育て会議の委員にも市議会全員協議会からの意見があったことを伝え、またそこでの意見を踏まえて整理をしていく。

(結 論)

原案のとおり決定する。

議題2 武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

(環境部長説明)

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項の規定に基づく、地方公共団体実行計画区域施策編に、気候変動適応法第12条の規定に基づく、地域気候変動適応計画を内包する形で、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間として、市域の温室効果ガスの削減等を目的として策定するものである。

本計画案の策定に当たって意見等はなかったが、昨年11月15日から12月16日にかけてパブリックコメントを実施した。また、本年1月16日には市議会全員協議会で説明を行い、17項目の質問をいただいた。

資料に基づく説明は、環境課長から説明申し上げる。

(環境課長説明)

武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について
説明

—説明省略—

(質疑等)

- 公共施設への電気自動車の充電設備の設置の考え方は本計画では、どのように整理されているのか。
- 現在、充電スタンドは市役所と市民総合センターに設置している。充電スタンドの設置には駐車スペースが2台ほど必要であるため、各公共施設の駐車スペースや利用状況、公共施設総合管理計画による方針等を踏まえ、協議を実施していかなければならないと考えている。
- 明確な指標はないが、47ページに記載された内容について、主管課において各公共施設の充電設備を拡大していくという整理なのか。
- そのような整理を踏まえ、今後総務部等と協議をして決めていきたいと考えている。
- 整理を踏まえた目標はどのように設定しているのか。
- 目標値は50ページに記載しており、公共施設におけるEV充電設備等の設置数の目標値は現状より増加としている。

(結 論)

原案のとおり決定する。

議題3 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（案）について

(環境部長説明)

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ処理事業の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものである。

現行計画は平成30年1月に策定され、平成30年度から平成39年度（令和9年度）までの10年間を計画期間として定めている。

現行計画では「おおむね5年ごと、あるいは、事業の実施状況及び数値目標が計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合は、計画の見直し・改訂を検討します」と記載されているところであるが、計画策定後の5年後である令和4年度に家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入を実施しており、計画の改訂に当たっては、家庭ごみ有料化及び戸別収集事業による減量効果を踏まえた数値目

標を定める必要があることから、改訂を行うものである。

また、今回の改訂は令和元年度に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく、「市町村食品ロス削減推進計画」についても併せて定めるものである。

なお、本計画案は本市廃棄物減量等推進審議会において、令和6年8月から4回の審議を経て令和7年1月22日に市長に答申された案に基づくものである。

資料に基づく説明は、ごみ対策課長から説明申し上げる。

(ごみ対策課長説明)

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（案）について説明
—説明省略—

(質疑等)

○ 62ページ「表7-2 目標値の設定」目標指標3のリサイクル率について、東京たま資源循環組合のエコセメント施設の更新工事があると思うが、いつから更新なのか。

● 施設の更新工事は来年度から5年程度で実施する。

○ 更新工事中は、エコセメントになる灰を一回地中に埋めるという計画だったと記憶しているが、エコセメントとなる焼却灰がその期間はエコセメントにならない。その計算はエコセメントのリサイクル率に反映されているのか。

● エコセメント施設が完全に稼働停止となる日数の間は一時的に埋め立てて保存することとなっている。その保存したものについては、またエコセメント施設が稼働したときに掘り起こし、エコセメント化することによって実質埋め立て量がゼロで推移し、エコセメントになったものとして計算している。

○ 施設の更新工事中もエコセメントとして計算されているということか。

● そのとおりである。

○ 70ページ「(5) 武蔵村山市」の書き出しが「市では、」となっているが、「本市では、」が適切ではないか。また、74ページ「1PDCAサイクル」では「A c t」と記載されているが、他の計画では一般的に「A c t i o n」と表記しているので、統一すべきではないか。

● 修正する。

(結 論)

原案を一部修正の上、決定する。

議題 4 武蔵村山市立地適正化計画（案）について

（都市整備部長説明）

本計画は、第二次まちづくり基本方針で掲げた将来像の実現に向けて、具体的かつ戦略的に、持続可能なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法に基づき、策定するものである。

策定の経過については、庁内委員会や、有識者や交通事業者等で構成する策定委員会において検討を行い、令和6年11月1日から12月2日にかけて、パブリックコメントを実施した後、原案として取りまとめ、令和7年1月7日に都市計画審議会への諮問、1月16日には市議会に対して説明を行ったところである。

なお、市表記便覧を参照し、表現やレイアウトなど、細部を確認している。

資料に基づく説明は、都市計画課長から説明申し上げる。

（都市計画課長説明）

武蔵村山市立地適正化計画（案）について説明

—説明省略—

（質疑等）

- 都市計画審議会では意見はなかったのか。
- 特段意見はなかった。
- 都市機能誘導に係る届出制度及び居住誘導に係る届出制度は、市は実態を把握するためだけのものなのか。
- そのとおりである。

（結 論）

原案のとおり決定する。

議題 5 武蔵村山市多摩都市モノレール沿線まちづくり方針（案）について

（都市整備部長説明）

本方針は、沿線の将来像やまちづくりの方針等を明確にし、担い手間で共有するとともに、計画的にまちづくりを進めていくことを目的として、策定するものである。

策定の経過については、市民等アンケート調査、市民ワークショップなどを踏まえ、庁内委員会において検討を行い、令和6年11月1日から12月2日にかけてパブリックコメントを実施した後、原案として取りまとめ、令和7年1月16日に市議会に対して説明を行った

	ところである。 資料に基づく説明は、沿線まちづくり担当課長から説明申し上げる。 (沿線まちづくり担当課長説明) 武蔵村山市多摩都市モノレール沿線まちづくり方針(案)について説明 —説明省略— (結 論) 原案のとおり決定する。 議題6 武蔵村山市第五次男女共同参画計画(案)について (協働推進部長説明) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進を図るために策定するものである。 本市では平成12年に初めて策定して以降、数次の改定を重ねながら各種施策を展開してきたが、現行の第四次計画の計画期間が令和6年度をもって満了となることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第五次計画を策定するものである。 計画案の策定に当たり、昨年11月から12月にかけてパブリックコメントを、1月16日に市議会全員協議会で説明を行った。 内容については、協働推進課長から説明申し上げる。 (協働推進課長説明) 武蔵村山市第五次男女共同参画計画(案)について説明 —説明省略— (結 論) 原案のとおり決定する。 議題7 その他 特になし。
--	---

会議録の開示	☒ 開 示
・非開示の別	☐ 一部開示(根拠法令等:)
	☐ 非 開 示(根拠法令等:)

庶務担当課	企画財政部 企画政策課(内線: 373)
-------	----------------------

(日本産業規格A列4番)